

昭和43年商業統計調査

- この調査は、統計法（昭和二十二年法律第十八号）に基づき指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。
- この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に知らせることは法律により固く禁じられております。
- この調査票はつぎのような経路をへて通商産業省に提出されます。
申告者（調査員経由）→市区町村→都道府県→通商産業省

市町村番号	調査区番号	一連番号 (市区町村単位)
○	○	○



商業調査票丙
(飲食店用)

票番	産業分類	符号
※	※	※

この調査は、事業所ごとの調査ですからこの事業所（店舗）だけについて記入してください。
裏面の記入注意をよく読んで記入してください。
○欄は市区町村で記入してください。※欄は記入しないでください。

1. 商店名および商店所在地 (電話局番)		都道府県		市区郡		区町村		号番地																	
2. 経営組織		該当する番号を○でかこんでください。		1 法人		2 個人																			
3. 商店の開設年		1. 該当する番号を○でかこんでください。		1 昭和19年以前		2 昭和 年																			
4. 従業者数 (昭和43年7月1日現在)		イ 個人事業主、家族従業員等または有給役員		ロ 常時雇用者		イ、ロの合計		臨時、日雇の者																	
5. 年間商品販売額 (昭和42年7月1日から昭和43年6月30日までの1か年間)		百億		十億		億		千万		百万		万		千円											
6. 業種		該当する番号を○でかこんでください。		1 食		2 日本料理店		3 西洋料理店		4 中華料理店		5 東洋料理店		6 そば屋		7 すし屋		8 料亭		9 パン・ケーキ・ナイトクラブ		10 ビヤホール		11 喫茶店	
備考		申告者の記名および押印		調査員押印		市区町村職員押印																			

通商産業省

記入注意

一般事項

- 調査票には、青インクまたは黒インクを用いて、明りょうに記入してください。
- 調査の期日（昭和43年7月1日）に休業している商店もこの調査票を提出してください。

調査事項

- 従業者数
(1) 従業者とは、昭和43年7月1日（または、これに最も近い給与締切日）現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。なお、便宜他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含めます。また、長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかったものは在籍者であっても含めません。
(2) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって、給与を受けないで主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
(3) 「有給役員」とは、会社では社長、副社長、専務取締役、常務取締役、監査役、また団体では理事長、専務理事、常務理事、監事であって、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。ただし、会社の取締役、団体の理事は便宜「常時雇用従業者」に含めます。
(4) 「常時雇用従業者」とは、一定の期間を定めず、または1か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。個人事業主の家族であって給与を支払われている者もここにはいりません。また、臨時に雇用した者でも5月、6月にそれぞれ18日以上雇用し、または1月から6月までの6か月間において通算して60日以上雇用した者はここに含まれます。
(5) 「臨時、日雇の従業者」とは、30日未満の期間を定めて雇用した者および日々雇用した者をいいます。
 - 業種 飲食店の業種分類表によって記入してください。
- 備考欄
(1) 昭和42年7月1日以降に開業した商店または、現在休業中の商店はその旨、および年月日を記入してください。
(2) その他この調査票の記載事項について、特記すべき事項があれば記入してください。

飲食店の業種分類表

業種名	定義	例示
1 食堂	主として主食をその場所で飲食させる店（日本料理店、西洋料理店、中華料理店、その他の東洋料理店を除く）	食堂、大衆食堂、めし屋、お好み食堂
2 日本料理店	主として特定の日本料理（そば、すしを除く）をその場所で飲食させる店	てんぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし屋、お茶漬屋、にぎりめし屋、沖繩料理店
3 西洋料理店	主として西洋料理をその場所で飲食させる店	グリル、レストラン、フランス料理店、ロシア料理店、イタリア料理店
4 中華料理店その他の東洋料理店	主として中華料理その他の東洋料理をその場所で飲食させる店	中華料理店、上海料理店、北京料理店、台湾料理店、満州料理店、中華そば店、ぎょうざ（餃子）店、朝鮮料理店、印度料理店
5 そば屋	主としてそばおよびうどんをその場所で飲食させる店	そば屋、うどん屋
6 すし屋	主としてすしをその場所で飲食させる店	すし屋
7 料亭	主として日本料理を提供し、経待して客に遊興飲食させる店	料亭、割ぼう店、待合
8 パン・ケーキ・ナイトクラブ	主として洋酒および料理を提供し、接待して客に遊興飲食させる店	カフェー、サロン、キャバレー、ナイトクラブ、バー
9 酒場・ビヤホール	大衆的設備を設け、主として酒類および料理をその場所で飲食させる店	大衆酒場、やきとり屋、おでん屋、もつ焼き屋のみ屋、酒蔵、ビヤホール
10 喫茶店	主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料および軽便な食事等をその場所で飲食させる店	喫茶店、フルーツパラー、音楽喫茶、純喫茶
11 その他の飲食店	主として大福、今川焼、ところ天、百粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる店	休憩所、大福屋、今川焼屋、ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、しる粉（汁粉）屋、ドライブイン